

# 速度取締り指針

鳴門警察署

## 速度取締り重点

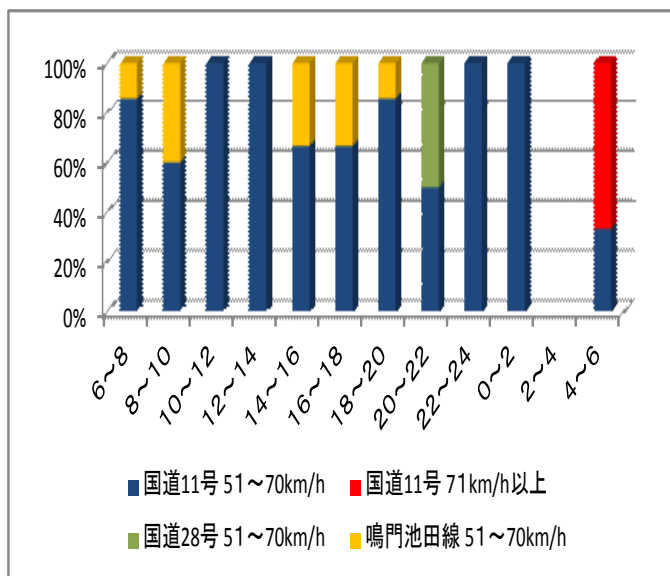
○次の路線、時間帯を重点に速度取締り活動を推進する。

○ただし、重点以外の路線、時間帯であっても速度取締りを実施することがある。

重点路線	重点時間帯	区間	規制速度
国道11号	4:00～7:00 10:00～24:00	大津町～北灘町	法定 60km・50km
国道28号	20:00～22:00	大津町～撫養町	50km
県道鳴門池田線	6:00～20:00	撫養町～大麻町	50km

## 管内における交通実態

時間帯・路線別危険認知速度（50キロ以上）  
【過去5年間の主要幹線道路（国道11号、国道28号、県道鳴門池田線）の3路線を抽出】



▼過去5年間の事故発生状況を分析した結果、国道11号・国道28号・県道鳴門池田線で交通事故が多発し全体の約41%を占め、発生時間帯は朝夕のラッシュ時間帯に限らず、平均的に発生している。

▼過去3年間の死亡事故13件中、5件が規制速度超過による死亡事故であり、国道11号で1件、その他県道・市道で4件発生している。地区別では撫養町及び木津交番管内で8件発生している。

▼主要幹線道路である国道11号、国道28号、県道鳴門池田線の3路線における時間帯・路線別の危険認知速度が時速50kmを超える比率を比較したところ、国道11号は午前4時から午前6時までの間、県道鳴門池田線は午前6時から午前10時までの間と午後2時から午後8時までの間、国道28号は午後8時から午後10時までの間の速度超過が顕著である。

### [平成26年度の交通実態]

- 管内は、県と本州（近畿圏）を繋ぐ玄関口であり、また、「鳴門の渦潮」で知られる観光地であることから、四国初のサッカーJ1チーム（徳島ヴォルティス）のホームスタジアムがあることから、年間を通して県外・県内車両が多く、道路環境に慣れないドライバーによる交差点事故や景色に脇見した追突事故が多数発生している。
- 主要道路は、県中心部と繋ぐ国道11号及び国道28号、県西部と繋ぐ県道鳴門池田線の3路線に集約され、特に、国道11号は、管内を縦断する主要な片側3車線道路（法定速度）であり、昼夜を問わず大型車、県外車等の通行が多い上、速度取締りにおいては、高速度走行の違反者が目立つ路線である。

### [その他の取締り要点]

- 夜間における飲酒検問により飲酒運転等悪質違反者の取締りを実施する。
- 高齢歩行者及び自転車利用者の交差点事故が多発していることから、信号無視・歩行者妨害等の横断歩行者保護を目的とした取締りを実施する。
- 赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒走行を実施する。

